

○公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 北九州市文化芸術次世代育成事業TRY ARTs 助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市文化芸術次世代育成事業TRY ARTs 助成金(以下「助成金」という。)の交付について、市民の自主的な文化芸術活動に対する援助を適正に実施するため、必要な事項を定める。

(助成対象者の要件)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす個人又は団体とする。

- (1) 北九州市内に住所又は活動の本拠を有しており、一定の活動実績等に基づき事業を確実に完遂できる見込みがあると認められる個人及び団体であること。
- (2) 定款、寄付行為に類する規約等により組織体制(代表者並びに意思決定及び執行の機関)と会計経理が明確に確立している団体であること。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は団体でないこと。

(助成の対象となる活動、経費等)

第3条 助成の対象となる活動は、市民自らが企画・実施する実演芸術の上演及び視覚芸術の展示とし、その他は別に定める。

2 助成の対象となる活動の実施期間は、別に定める。

3 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)及び助成金の額は、別に定める。

(助成金交付申請書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に別に定める書類を添付して、理事長に提出するものとする。

2 申請は1申請者につき1件とし、提出期間は別に定める。なお、同一の活動について複数の申請をすることはできない。

3 前項の規定の適用上、代表者、主たる構成員又は運営主体が同一若しくは実質的に同一であると認められる複数の団体からの申請は、同一の申請者による申請とみなすことができる。

(助成金交付申請書を提出することができない者等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める期間、助成金交付申請書を提出することができない。

(1) 第13条第1項第1号又は第2号の規定により交付決定を取り消された者 取消し通知日以降5年間

(2) 故意又は重大な過失により助成金を不正に支出したことにより取消しを受けた者 前号に同じ

(3) 第13条第1項第4号の規定により交付決定を取り消された者 取消し通知日以降2年間

(助成対象活動の決定及び通知)

第6条 理事長は、第4条の規定による助成金交付申請書を受理したときは、財団が別に定め

る検討会（以下「検討会」という。）の検討を経て、助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）及び交付しようとする助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金交付申請書を提出した者（以下「助成対象者」という。）に通知するものとする。

- 2 理事長は、決定に際して条件を付し、又は助成金の額を減額することができる。
(交付決定後の取下げ等)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に取下書（様式第3号）により申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者の自己都合により取り下げ場合は、その原因となる事実発生後、速やかに取下書により申請を取り下げなければならない。
- 3 助成対象者は、助成対象活動を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ取下書により申請を取り下げなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない事情により、速やかに取り下げることが困難な場合には、事後にこれを行うことができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による申請の取下げがあった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなすことができる。

- 5 理事長は、第3項の規定による取下げがあった場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、中止するまでの間に発生した経費の一部を助成対象とすることができる。この場合において、理事長は、既に行った交付決定の内容を変更し、その旨を当該助成対象者に通知するものとする。

(計画の変更の承認)

第8条 助成対象者は、助成対象活動の内容の変更(軽微な変更として別に定めるものを除く。)をする場合には、あらかじめ、助成対象活動計画変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、助成対象活動計画変更承認通知書（様式第5号）により、助成対象者に通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の場合において、助成金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定をすることができる。ただし、申請段階の交付決定額を増額することはできない。

(助成対象活動実績報告書の提出)

第9条 助成対象者は、助成対象活動が完了したときは、助成対象活動実績報告書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の提出期間は、助成対象活動に係る精算を完了した日の翌日から起算して20日以内とし、最終提出期限は別に定める。
- 3 理事長は、前項に定める期日までに、実績報告書の提出がない場合には、第6条の規定による助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。
- 4 理事長は、前項の規定による取消をした場合には、助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の額の確定及び通知)

第10条 理事長は、前条の規定による助成対象活動実績報告書を受理した場合において、こ

れを審査し、助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第8号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の支払申請書の提出）

第11条 助成対象者が、助成金の支払いを申請する場合には、助成金支払申請書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

（実績報告書の補正）

第12条 助成対象者は、第10条において助成金の額を確定し、確定通知書を受領した後において、実績報告書に誤りがあったときは、理事長にその補正を申し出ることができる。ただし、第18条第1項及び第2項に基づき理事長が行う調査等で誤りを発見した場合は、この限りでない。

2 理事長は、前項の補正の申出を受けて確認した結果、当該誤りが助成金の確定額に影響するものであると認めるときは、第10条の規定を準用して改めて確定通知を行うものとする。ただし、補正の結果が既確定額を増額する方向となる場合は、再確定を行わない。

（助成金の交付決定の取消し）

第13条 理事長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、助成金の交付決定（第8条第2項の規定による変更の交付決定を含む。次項において同じ。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成金の交付の申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合
- （2）助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合
- （3）助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合
- （4）第18条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- （5）助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると理事長が認める場合
- （6）第4条第2項又は第3項の規定に違反して申請を行ったと認められる場合
- （7）その他この要綱又はこの要綱に基づく定め違反したと認められる場合

2 理事長は、前項に規定する場合のほか、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は助成対象者が当該活動を遂行することができなくなったとき（助成対象者の責めに帰すべき事情によるものを除く。）は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに附した条件を変更することができる。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

3 第1項の規定は、助成対象活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 前3項の規定による処分をした場合については、第9条第3項の規定を準用するものとする。

（助成金の返還）

第14条 理事長は、交付決定の取消しをした場合及び第7条第1項から第3項までの規定による取下書の提出があった場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 第12条第2項の規定による再確定がなされた場合において、既に交付した助成金が当該

確定額を超えるときは、前項の規定を準用して当該超過額の返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 助成対象者は、第13条第1項及び第2項の規定による助成金の交付決定の取消しを受け、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第19条第1項の規定に準じた割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しないときは、助成対象者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき補助金適正化法第19条第2項の規定に準じた割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。

3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(広報クレジットの掲示)

第16条 助成対象者は、助成対象活動に係るチラシ・ポスター・プログラム等の印刷物及び告知ウェブサイト等の宣伝媒体に、助成対象活動であることを示すクレジットを必ず表示しなければならない。

2 前項に定めるクレジットの様式は、財団が別に定める。

3 第1項の表示は、交付決定の通知を受領した後に行わなければならない。ただし、交付決定前に印刷済みの印刷物については、助成対象活動当日のアナウンス又は掲示等により周知することで足りるものとする。

(経理等)

第17条 助成対象者は、当該助成対象活動に係わる収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備えなければならない。

2 助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(調査等)

第18条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は財団職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(検討会)

第19条 検討会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。